

薬食総0313第1号
健疾発0313第2号
平成24年3月13日

社団法人全日本病院協会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省健康局疾病対策課長

特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

スモンについては、訴訟の和解から30年以上経過し、社会的風化が進んでいます。

厚生労働省では、スモン患者のことを医療機関のみなさまに知っていただくために、スモン患者から医療機関の職員への提示用として、平成22年5月に「医療機関のみなさまへ（はがき大用紙）」を作成し、スモン患者に配布をしたところです。

今般、さらなる取組として、各都道府県が特定疾患治療研究事業の対象者に配布する「特定疾患医療受給者証（以下「受給者証」という。）」についても、スモン患者に配布する受給者証には、上記「医療機関のみなさまへ」と同様の内容を追記する様式の改正（別添3面を追加）を行う旨、3月中旬に各都道府県宛通知する予定です。

貴職におかれましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員の方々への周知について、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

特		特定疾患医療受給者証						一部自己負担 有・無	
公費負担番号									
公費負担医療の受給者番号									
受給者	居住地								
	氏名								
	生年月日	明昭 大平	年	月	日生	男・女			
病名									
保険者(※)									
被保険者証の記号番号(※※)						適用区分			
受療医	所在地								
	名称								
療機	診療科目								
	所在地								
関	名称								
	診療科目								
有効期間		平成	年	月	日	平成	年	月	日
月額自己負担限度額		外	来						円
		入	院						円
都道府県知事名及び印									
交付年月日		平成	年	月	日				

(備考) 日本工業規格B列7番(91×128)

※ 後期高齢者医療広域連合を含む

※※ 後期高齢者医療制度においては被保険者番号

(2面) 一部自己負担を生じないもの

特定疾患治療研究事業

(目的)

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ、難治度及び重症度が高く、さらに、患者数が比較的少ない疾患について公費負担により受療を促進することによって、その原因を究明し、もって治療方法の開発等に資することを目的としています。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、標記の疾病について保険診療を受けた場合、その自己負担分を支払う必要はありません。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患及び当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口提出して下さい。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険又は医療機関に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇〇知事にその旨を届け出て下さい。
また、都道府県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出して下さい。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇〇知事に返還して下さい。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇〇知事にその旨を届け出て下さい。
- 7 この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期限内に所定の手続きを行って下さい。
- 8 その他特定疾患の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先

〇〇〇都道府県〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

又は〇〇〇保健所 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

契約医療機関に対するお願い

特定疾患治療研究事業の対象療養に係る高額療養費の自己負担限度額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。契約医療機関におきましては、当該事業における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

医療機関のみなさまへ

特定疾患治療研究事業における
スモンの取扱いについて

1. スモン (SMON) は整腸剤キノホルムの副作用による薬害で、「亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害」の略です。主症状は視覚、感覚、運動障害ですが、このほか中枢神経及び末梢神経が冒されることによる様々な症状が全身に幅広く併発する疾患であることが認められています。
2. スモン患者に対する医療費については、スモンの患者救済対策の観点から、特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の自己負担分を公費負担 (補助率: 10/10) としています。
3. 薬害の被害者であるスモン患者であることをご理解のうえ、スモン患者に対する特定疾患治療研究事業の適用をお願いします。

症状

神経症状 (下肢の異常知覚、自律神経障害、頑固な腹部症状等) をはじめとして、循環器系及び泌尿器系の疾病のほか、骨折、白内障、振戦、高血圧、慢性疼痛、めまい、不眠、膝関節痛、腰痛など、歯科疾患を含め、今なお、全身に様々な症状が幅広く併発することから、診療・治療に当たってはスモンによる影響を十分配慮することが必要となっている。

※症状の例示であって、スモンの全ての症状を記載しているものではない。

(平成22年2月4日 全国健康関係主管課長会議資料抜粋)

本件に対する照会先: 厚生労働省医薬食品局総務課

医薬品副作用被害対策室

電話 03-3595-2400